自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の概要　最終改正：令和７年法律第６４号

自殺総合対策の推進に関する有識者会議（第13回）
令和8年11月13日（金）
参考資料1

目的（第１条）

○　この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念（第２条）

○　自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
○　自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携、関係機関、関係団体等の連携により、総合的に実施。
○　デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開。自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意。
○　こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組む。

責務（第３条～第５条）

○　国は、基本理念にのっとり、自殺対策を総合的に策定し実施。こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進。
○　地方公共団体は、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し実施。
○　事業主は、国及び地方公共団体に協力するとともに、労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努める。
○　学校は、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努める。

自殺予防週間・自殺対策強化月間（第７条）

○　自殺予防週間（９月10日～９月16日）を設け啓発活動を広く展開
○　自殺対策強化月間（３月）を設け、自殺対策を集中的に展開。

自殺総合対策大綱（第12条）

○　政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（自殺総合対策大綱）を定めなければならない。

都道府県自殺対策計画等（第13条）

都道府県・市町村に対する交付金の交付（第14条）

自殺総合対策会議（第26条～第27条）

基本的施策（第15条～第22条）

○　調査研究等の推進及び体制の整備（第15条）
○　人材の確保等（第16条）
○　心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置、精神保健に関する知識の向上など教育及び啓発の推進等（第17条）
○　医療従事者に対する自殺防止等研修の確保、医療提供体制の整備（第18条）
○　自殺発生回避のため、情報の迅速・適切な提供、体制の整備等、自殺を助長する情報等の管理・配慮に関する措置（第19条）
○　自殺未遂者等の継続的な支援（第20条）
○　自殺者の親族等の総合的な支援（第21条）
○　民間団体の活動の支援（第22条）

協議会（第23条～第24条）

○　地方公共団体は、こどもの自殺対策の体制整備と未遂者支援のための協議会を置くことができる。